

令和7年度福島県地域で支える子育て推進事業実施要領

1 目的

本補助事業は、地域の特性をいかした自主的な子育て支援や親支援の活動を促進し、地域全体で子育てを支援する機運の一層の向上を図るため、民間団体の取り組みを支援するものである。

具体的には、多様なニーズに対応した子育て支援や親支援の企画を募集し、優秀な企画を提案した民間団体に対して補助を行う。

2 補助対象となる事業者

県内に活動拠点を有し、継続的に子育て支援、親支援の活動を行う又はこれから活動を開始する民間団体であって、以下のア～サの要件を満たす団体とする。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

イ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

ウ 事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。

エ 継続的に活動を行う団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

オ 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。又は補助事業の取組期間中に整備される予定であること。

カ 代表者が暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

キ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与していないこと。

ク 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用などしていないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していないこと。

コ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

サ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していないこと。

3 企画提案の内容

(1) 募集する事業

次の(ア)～(カ)のいずれかの要件に該当する事業とする。

(ア) 親や家族の子育てに関する悩みや不安についての相談事業

(イ) 子育て支援者・親支援者のスキルアップ事業

(ウ) 広く地域で子育て支援に取り組む機運を高めるための事業

(エ) こどもの権利擁護、啓発等に関する事業

(オ) こどもの健やかな成長のために運動の機会を確保する事業

(カ) その他、地域の実情に応じた子育て支援・親支援事業として県が必要と認めた事業

(2) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料等とし、領収書等で支出を確認できる経費とする。

なお、他からの転用が可能な機械装置等の購入費用（カメラ、無線機、パソコン等）、敷

金等の後日返金される経費、福島県以外の行政や民間団体等による補助金等の対象となる経費については、対象外とする。

(3) 事業実施期間

補助金の交付を決定した日から令和8年2月28日までとする。

(4) 留意事項

「子ども食堂等の子どもの居場所を新たに開設する事業」及び「子ども食堂の活動を広域的に支援する事業」については対象外とする。

4 補助金額等

(1) 補助金上限額

1事業あたりの補助金の上限額は80万円とする。

(2) 補助率

1事業あたり4/5以内とし、補助対象経費の範囲内で知事が定める額とする。
なお、参加者負担金による収入は、補助対象経費に含むものとする。

(3) 補助事業の件数

予算の範囲内での採択件数とする。

5 申請方法等

(1) 募集期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月12日(水)午後5時15分まで(必着)

※採択状況によっては、追加募集を行う場合がある。追加募集の実施の有無については、
県ホームページにより周知するものとする。

(2) 申請書類

(ア) 福島県地域で支える子育て推進事業企画提案書(様式1)

(イ) 収支予算書(様式2)

(ウ) 団体の概要書(様式3)

(エ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式4)

(オ) 団体の定款または組織の運営に関する規則(会則等)の写し

(カ) 直近の事業報告書及び収支決算書の写し

(キ) 団体の日頃の活動状況が分かる資料

(ク) その他、県が必要と認めた書類(見積書など)

(3) 申請方法

所定の申請書類を、下記の応募先にメールにより提出する(郵送やファクス、持参による提出は不可)。

【提出先】

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県こども・青少年政策課

電話番号 024-521-7198

メール kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp

6 補助対象者の選定

(1) 選定方法

提案された企画提案書等に基づき、審査を行い、事業を採択する。

なお、必要に応じ、追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は次のとおり。

ア 事業の必要性

子育て支援等の現状を踏まえた上で、課題やニーズを的確に捉えており、事業を実施する必要性が高いか

イ 事業の効果

事業実施により地域全体で子育てを支援する機運を向上させるための具体的な効果、成果が期待できるか

ウ 実施運営体制

これまでの主な活動実績又は事業計画に記載された活動等から、安定した事業の運営が見込めるか

エ 事業の公益性

事業の目的や内容が、県民の利益に資するもので、特定の者の利益に供するものではないか

オ 事業の実現性、経費見積りの妥当性

事業内容に実現困難な内容が含まれていないか、補助対象経費の見積りが事業内容に見合うものであるか（事業に必要な経費や不当に高額な経費が計上されていないか）

カ 事業実施後の継続性、発展性

補助事業終了後も事業を継続し、自立して事業を発展させていくことが期待できるか

キ 事業継続の必要性（過去に採択された事業に限る）

事業実施による効果や成果を評価しているか、評価した結果を踏まえて事業の見直しが図られているか

(3) 審査結果の通知

審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請のあった民間団体に通知する。

なお、採択された事業についても、補助金額が要望額より減額になる場合や、事業実施における条件等を付す場合がある。

7 補助金の交付

県は、前条の審査により採択した事業の実施主体に対し、福島県地域で支える子育て推進事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

8 補助金の支払

補助金は、原則として事業が完了し、県が履行を確認した上で支払う。

ただし、事業の遂行上必要がある場合は、概算払いを行うことができる。

9 留意事項

(1) 本補助金と国又は県の補助金とを併用することはできない。

(2) 採択された事業については、補助対象団体の名称、事業内容等を公表する。

また、県のホームページや広報番組等で活動内容を紹介する場合がある。

- (3) 事業が採択された場合は、原則として交付決定した内容のとおりを実施する必要があるため、本補助事業の申請に当たっては、責任を持って実施できる内容により申請すること。
- (4) 広く県内へ情報を周知するため、県の求めに応じて出席した会議等において、採択された事業の内容や実績等について説明を行うこと。
- (5) 採択された事業が、国内外から寄せられた寄附金をもとに造成された「福島県東日本大震災子ども支援基金」により実施されている旨を可能な限り、広報媒体（チラシ、SNS、ホームページ等）に掲載すること。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。